

給与規定・就業規則

第1条(目的)

この規定は、特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワークの事務局長に対する給与及び就業について定める。

第2条(業務内容)

事務局長はかながわ移動ネットの運動・事業の自立的発展に寄与するために、以下の業務を執行する。

2. 理事会事務局業務
3. 制度・調査・研修など組織内外情報の受発信と整理
4. 移動サービスにおける相談対応及び新規設立支援、会員活動支援。
5. その他 かながわ移動ネットの日常活動の必要に寄与する業務。

第3条(労働条件)

前条の業務を遂行するため、週3~4日出勤し、業務時間は午前10時~午後5時までとする。

第4条(賃金)

1ヶ月の賃金を105,000円とする。

第5条(給与支払日)

毎月の賃金を就業月の末日に支払う。ただし、当日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払うものとする。

第6条(賃金の控除)

次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (1) 源泉所得税、住民税

第7条(賃金の改定)

賃金の改定については、原則として毎年4月に行うこととし、改定額については、理事会において決定する。

2 前項のほか、特別に必要があるときは、臨時に賃金の改定を行うことがある。

附 則

この規定は、平成29年4月1日より適用する。